

(1) 昭和31年7月18日

# 財政再建促進措置法

## 本市の再建基本方針

自主再建に決まる

明年中に赤字を克服

# 館山市立報

発行所 館山市役所  
北条1.087番地  
電話館山本館67.68.188番  
分館 701.496番

|         |              |
|---------|--------------|
| 6月の人口動態 | 61,493人      |
| 口数      | 12,690戸      |
| 人       | 46人(男26・女20) |
| 帶       | 19件          |
| 生       | 2件           |
| 死       | 13件          |
| 婚       |              |
| 離       |              |
| 死       |              |

### 再建方針

- 機構の簡易化と消費的経費の抑制及び節減
- 積極的に職員配置の合理化に努め、人件費の嵩抑制を図ると同時に、出張等の調整と抑制に努め、印刷又は消耗品購入等は極力競争入札により一括購入し、交際費、食糧費等は止むを得ないものの外は、支出の停止等を行なう。改善合理化により経費の節減を図る。
- 補助金及び交付金については、その内容と効果を検討の上出し、特に各種団体等に対するものについては、経常的運営費とみられるものは廃止する。

次方針を樹て、財政再建字解消のために29年度以来、行政の簡素化、微税の強化等を全力を挙げて実施して来た結果、29年度の赤字三千一百万円が30年度においては一千四百万円台と減少して明るい見通しが得られる情勢になつて来たのであります。今後はすべての地方公共団体は、健全財政を堅持している黒字団体かまでもなくは、財政の再建に懸命の努力を傾倒していく。今後はすべての地方公共団体かの何れかに区分せられるので、これにござましても、地方自治体では、この法律の適用を受けて財政の再建を行うか、又は受けずにこれを実施するかをめぐつて、これが直接間接住民に対するサービスと自治権に及ぼす影響等が微妙にからみ合ふ問題が含まれているだけに、慎重な討議が各都道府県で行なわれるところとなりましたので、その概要を説明いたしました。

## 新生活 = 簡素な結婚式

### 豊房公民館での例 = 運動

### 市役所分館での取扱事務と電話

### 図書館だより

